

J―OBDⅡを活用した点検整備に係る情報の取扱指針

(目的)

第一条 この指針は、自動車の装置における情報処理の技術の発達に伴い、J―OBDⅡを利用して行う自動車の点検及び整備に係る技術上の情報に関し、自動車製作者等が自動車又はその部分の整備又は改造を行う者等に対して提供すべき内容及び提供する方法についての指針を定めることにより、ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第四十一条第十二号に規定する装置をいう。以下「排気に係る装置」という。）に関し、法第四十七条から第四十八条までの規定に基づき自動車の使用者が行う点検及び整備が円滑に実施できる環境の整備を行い、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この指針における用語の定義は、法第二条に定めるもののほか、次の各号の定めるところによる。

- 一 「自動車製作者等」とは、法第五十七条の二に規定する自動車製作者等をいう。
- 二 「J―OBDⅡ」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）別添四十八I・2に規定された装置をいう。

- 三 「制御装置」とは、自動車の装置を電子的方法により制御する装置をいう。
- 四 「外部故障診断装置」とは、制御装置と接続し、自動車の装置の作動状況を診断又は整備するために使用する外部装置をいう。
- 五 「専用外部故障診断装置」とは、外部故障診断装置のうち、自動車の製作を業とする者が、自ら製作した自動車において使用するために製作したものをいう。
- 六 「リプログラミング」とは、制御装置のプログラムを書き換えることをいう。
- 七 「整備要領書等」とは、自動車製作者等が、その製作する自動車について、構造、装置、点検整備方式、配線図等点検及び整備に必要な技術上の情報を示した書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）をいう。
- 八 「故障コード」とは、番号、記号その他の符号であって自動車の故障の状態を識別するためのものをいう。
- 九 「故障診断の履歴情報データ」とは、細目告示別添四十八Ⅲ・7・1に規定する故障診断の履歴情報データをいう。
- 十 「故障時の自動車使用状況データ等」とは、細目告示別添四十八Ⅲ・7・2に規定する故障時の自動車使用状況データ等をいう。

十一 「エンジン関連現在情報出力機能」とは、細目告示別添四十八Ⅲ・８・に規定するエンジン関連現在情報出力機能をいう。

（対象となる自動車）

第三条 この指針は、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下同じ。）を除く。）であつて専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの又は車両総重量三・五トン以下のもの並びに軽自動車（二輪自動車を除く。）を対象とする。ただし、次に掲げる自動車にあつては、この指針によらないことができる。

一 一型式当たりの年間販売台数が二千台以下の自動車

二 平成二十二年八月三十一日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて平成二十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠、軸距、主制動装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものは除く。）及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

（点検整備情報等の提供）

第四条 自動車製作者等は、自動車を販売の用に供するときは、当該自動車の販売の開始の日から六月以内に、整備要領書等（排気に係る装置に係るものに限る。）のほか、排気に係る装置の点検及び整備をするに当たって必要となる技術上の情報であつて次に掲げるもの（以下「点検整備情報等」という。）を提供するものとする。

一 全ての故障コードに関する情報

二 車載式故障診断装置の構造及び作動条件に関する情報

三 リプログラミングの実施に関する情報

四 制御装置の調整に関する情報

五 自動車の装置を強制的に作動させるための情報

六 その他排気に係る装置の点検及び整備に必要な情報

2 自動車製作者等は、前項の規定にかかわらず、イモビライザ（原動機その他運行に必要な装置の機能を電子的な方法により停止させる装置をいう。以下同じ。）に係る情報を提供してはならない。ただし、自動車製作者等が、当該情報の提供先その他の関係者の協力を得つつ、当該情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じたときは、この限りでない。

3 自動車製作者等は、点検整備情報等をインターネットを通じて提供する場合は、当該情報を容易に入手することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 自動車製作者等は、第一項に基づき提供した点検整備情報等の内容に変更があったときは、その内容を適切に提供するものとする。

5 自動車製作者等は、点検整備情報等の提供に当たって、特定の者に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

6 自動車製作者等は、点検整備情報等を有償で提供するときは、当該情報を適正な価格で提供するものとする。

(外部故障診断装置開発情報の提供)

第五条 自動車製作者等は、自動車を販売の用に供するときは、外部故障診断装置を開発又は改良するに当たって必要な技術上の情報のうち、排気に係る装置に関する次に掲げるもの(以下「外部故障診断装置開発情報」という。)を提供するものとする。

一 次に掲げる事項を外部故障診断装置に表示させるために必要な情報

イ 故障コード

ロ 故障診断の履歴情報データ

ハ 故障時の自動車使用状況データ等

ニ エンジン関連現在情報出力機能

二 リプログラミングの実施に関する情報

三 制御装置の調整に関する情報

四 自動車の装置を強制的に作動させるための情報

五 その他外部故障診断装置の開発又は改良に当たって必要となる情報

2 前条第四項から第六項までの規定は、外部故障診断装置開発情報の提供について準用する。
(専用外部故障診断装置の提供)

第六条 自動車製作者等は、次に掲げる機能（排気に係る装置に関するものに限る。）を有する専用外部故障診断装置を提供してもよいものとする。

一 リプログラミングの実施を可能とする機能

二 制御装置の調整を可能とする機能及び自動車の装置を強制的に作動させるための機能のうち、特別の注意を必要とするもの

2 自動車製作者等は、専用外部故障診断装置を提供するに当たっては、提供先の自動車の整備に関する技術的能力等を要件とすることができるとする。

3 自動車製作者等は、第一項に掲げる専用外部故障診断装置を提供する場合にあつては、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる情報は、提供をしなくてもよいものとする。

一 前条第一項第二号に掲げる情報

二 前条第一項第三号及び第四号に掲げる情報のうち、特別の注意を必要とするもの

4 第四条第四項から第六項までの規定は、専用外部故障診断装置の提供について準用する。

(国土交通大臣の確認等)

第七条 自動車製作者等は、国土交通大臣に対し、その製作する自動車の型式ごとに、当該自動車製作者等が行う次に掲げる行為（以下「点検整備情報等の提供等」という。）の状況について、それぞれこの指針に適合しているかどうかの確認を求めることができる。

一 点検整備情報等の提供

二 外部故障診断装置開発情報の提供

三 第六条第一項に掲げる専用外部故障診断装置の提供

2 前項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所

二 車名、型式及び販売の開始の日

三 点検整備情報等の提供等の開始の日

四 点検整備情報等の提供等の状況を示す書面

3 第一項の確認は、当該自動車製作者等が行う点検整備情報等の提供等の状況が第四条から第六条までの規定に適合しているかどうか判定することによって行う。

- 4 国土交通大臣は、第一項の確認をしたときは、当該確認に係る事項を公表するものとする。
- 5 第一項の確認を受けた者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
 - 一 氏名若しくは名称又は住所に変更があったとき。
 - 二 点検整備情報等の提供等の状況に変更があったとき。
 - 三 点検整備情報等の提供等をやめたとき。
- 6 国土交通大臣は、前項の規定による届出（同項第三号に係るものを除く。）があったときは、当該届出に係る事項を公表するものとする。
- 7 国土交通大臣は、次に掲げる場合は、第一項の確認を取り消すことができる。
 - 一 点検整備情報等の提供等の状況が第四条から第六条までの規定に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 第五項第三号の規定による届出があったとき。
- 8 国土交通大臣は、前項の規定により確認を取り消したときは、その旨を公表するものとする。
- 9 国土交通大臣は、自動車製作者等に対し、この指針に適合するよう指導及び助言を行うことができる。

附 則

(施行期日等)

第一条 この告示は公布の日から施行することとし、平成二十三年四月一日（輸入された自動車にあつては、平成二十五年四月一日）から適用する。ただし、外部故障診断装置開発情報の提供に関する規定（第六条第三項各号に規定する情報の提供に関する規定を除く。）にあつては、平成二十四年四月一日（輸入された自動車にあつては、平成二十六年四月一日）から、外部故障診断装置の提供に関する規定（同項各号に規定する情報の提供に関する規定に限る。）及び専用外部故障診断装置の提供に関する規定にあつては、平成二十五年四月一日（輸入された自動車にあつては、平成二十七年四月一日）から適用するものとする。

2 この告示の規定の適用の際現に販売されている自動車については、当該規定の適用の日を当該自動車の販売の開始の日とみなして当該規定を適用する。

(検討)

第二条 国土交通大臣は、この告示の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。